



Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

経営者の器量

最近のニュースを見ていると、自由民主党の総裁選について盛んに取り上げられていますね。日本では政権与党の総裁が変わるということは総理大臣が変わることを意味しますから、国民の関心があって当然と言えば当然です。ここ最近の政治の迷走は目を覆うばかりで国民の不信が募っているだけに、総理が変わることで少しでも良くなって欲しいとの願いもあって、余計に関心が高くなっているかもしれません。私も税制面において、インボイス制度、電子帳簿保存法、定額減税など複雑すぎる改正に辟易しております。新政権には納税者の利便性を損ねない税制の確立をとにかく期待したい次第です。

政治の世界ではこの他に、兵庫県の齋藤元彦県知事の処遇についても連日メディアを賑わせていますね。齋藤知事が繰り返し行ったとされる「パワハラ」や「おねだり」について告発を行った部下に対し、齋藤知事はそれらを「嘘八百」とし公益通報として取り扱わなかったばかりか、左遷人事を行ったことで、結果的にその部下は追い込まれ命を落としたことになったのが問題の発端です。この件は、このままでは知事としての資質が問われ大変なことになると思い心配した部下が、意を決して進言したのにもかかわらず知事の座を脅かす存在と捉え、耳を貸さずに更に強権的な行動を知事がしたというのが本当のところなのではないかと私は思っております。結果、齋藤知事に対し不信任決議が全会一致で可決され、知事の座を追われたのですから、部下の進言に耳を貸していれば……と思わざるを得ません。

さて歴史は繰り返すと言いますか、あの有名な徳川家が豊臣家を滅ぼすために戦った大阪の陣においても、舞台裏では同様のことがあった

と言われております。それというのが大阪の陣の前、大阪城では徳川軍を撃退すべく豊臣家幹部による軍議が開かれ、策が練られていた時のことです。そこで兵法に明るい軍師真田幸村は、「籠城は、援軍が期待できる時に有効な作戦です。援軍が期待できない今回の戦いでは、兵法孫氏の言う先手必勝こそ、大切です。徳川家の軍備が整わないうちに、先制攻撃をしかけるべきです。」と単なる籠城では勝ち目はないと考え、場外での野戦を主張しました。しかし、豊臣秀頼の母淀君は反論し「故太閤秀吉殿が築いた大阪城は、非常に強固です。徳川の手落ちるはずなどありません。」として籠城戦を譲りませんでした。それから幸村がどんなに主張しても取り入れられることはなく、豊臣の方針は籠城策に決定してしまいました。実際に戦いとなったら、真田幸村の上手さが発揮されたことで、あと一歩のところまで徳川家を追い詰めたものの、結果は皆さまご存知の通り、豊臣家の全滅で幕を閉じました。

このような史実を見てもお分りの通り、部下や外部専門家が優れていても、それを使う人間、つまりトップの器量次第で結果が決まるということです。これは経営の世界でも同じことが言えます。

アナタは部下や外部専門家の進言や提言をスルーしていないですか？分析や検討もせずに自説を押し通して、相手の意見を無下に突っぱねていないですか？耳は貸して進言や提言を受け入れたとしても、それをしっかり行動に移せていますか？もし営業や組織の確立で上手くいっていないと感じるようであれば、今一度上記に基づいて自身の行動を見つめ直してみたいかがでしょうか？



今月対応が必要な事項をリマインドします

1 2月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、10月末までに中間納税をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思えますので、**10月末**までに納付の対応をお願い致します。

納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

法人税・地方法人税については国税庁の方針により印字済みの納付書の送付が令和6年5月より廃止となりました。中間納税義務者のお客様に対しては当事務所からもアナウンス致しますが、その際納付書送付をご希望される場合はその旨お申し出下さい。

2 小規模企業共済にご加入し月払いを選択されている方で、1年分の前納をご希望の方は事前に手続きが必要です。

→手続きの期限は **11/8** までです。当事務所経由でご加入された方につきましては、必要書類をご用意しますので **10月末**までにご連絡下さい。



税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介します

1 10月から最低賃金がアップします

8/29に全国平均で最低賃金を50円引上げる答申がなされました。これにより東京都では10/1から最低賃金は時給1,163円となります。

上記賃金未満で時給を設定している従業員がいる事業者様は、至急時給を変更し、当該従業員に新たな時給を通知して下さい。



PDF

2 令和5年の所得をベースに定額減税しきれないと見込まれる方に対して、7月よりお住いの自治体から調整給付のための書類の送付が始まりました

調整給付については、書類が送付された方は記載された金額が原則受給でき、かつ令和6年の所得が増えたとしても返還する必要はありません（逆に所得が減った場合は令和7年に追加で支給予定とのことです）。

この**調整給付を受けるには申請が必要**です。書類に記載されている期限までに申請を行って下さい。

ご不明な点がある場合は、お住いの自治体にてご確認下さい。



One Point Study

経営者にとって身近な税務をサクッと解説します

得意先等との接待交際費の取扱い

「令和6年税制改正」にて、令和6年4月1日より飲食費の取扱いが変わりましたので(5,000円基準→10,000円基準) 事務所通信5月号(34号)にて、飲食代全般について書かせていただきました。

接待交際費は、ビジネスにおける重要な支出の一つですが、その取扱いについて疑問が多いのも事実です。損金額が倍増しているため税務調査の強化も予測されます。前回は、今回はこの「1万円基準」について税務調査での実例も交えてお話をしていきます。

前提

1万円基準は、必要書類の「書類記載と保存」が要件です。

①飲食年月日 ②得意先等の全員の名前、関係性、参加者氏名 ③参加者数

④飲食金額、店名、住所

※多人数の場合は〇〇部長、他10名に省略可ですが、少人数の場合に多用すると記載不備の指摘を受けるので注意が必要です。

上記を書類(領収書記載可)にて保存する事が**必須**です。

過去の税務調査での指摘事項

①参加人員の水増しや仮名、偽名を使用又は省略した場合

▶事実の隠蔽は**重加算税***の対象となります。

社長の一人飲みを交際費として計上した場合、**重加算税**で追徴税額が多額になるリスクが高いので要注意です。一人で遊興するのは「個人的な飲食費」とされ、役員賞与とされます。この場合、法人税の損金とされず、源泉所得税も徴収されるので、税金のダブルパンチです。過去にこのようなことで裁判になり納税者が負けたという事例もあります。

②1回の飲食代を複数回の領収書に分割した場合

▶分割して領収書を複数枚計上することは違法行為にあたります。

③1万円の判定

▶飲食店支払総額÷全参加人数≤1万円です。

▶1人12,000円の飲食代で当社負担が1人10,000円以下でも、店単価は1万円超なので、交際費となります。

▶二次会、三次会は別々での判断になります。

但し、同一の飲食店等で二次会を続けた場合は前述した通り領収書分割不可です。

④社内飲食を得意先接待に仮装又は、下請先従業員等を短時間だけ同席した場合

▶当社員が多数の場合は、社内飲食の可能性が有り、下請先等を若干名参加させての飲食は仮装と想定されます。こちらも**重加算税の対象**になります。

※**重加算税** 35%~40%とかなり高くなり、青色申告承認の取消、税務調査の頻度が増える可能性が高まります。さらに、その調査で仮装等が見つかるとうる税金が上がります。他にも延滞税が高くなり、加算税の加重措置の恐れもありますので、細かいですが、上記の記載事項を示した必要書類をきちんと保管しておくことが必要となります。

まとめ

接待交際費の取扱いは複雑で、細かなルールが適用されています。

支出の正当性を証明する為には、詳細な記録と証拠書類の保存が重要です。企業は接待交際費の支出に関してしっかりと準備をしておくことで、税務調査の際のリスクも軽減をすることが出来ます。

不明点や疑問点は当事務所までご相談ください。

News

事務所の最新ニュースをお伝えします

10月から弥生会計の「記帳代行用ツール」サービスを開始致しました。

こちらのサービスは**仕訳入力に必要なデータの取得や情報の共有を行えるようになるためのツール**です。これにより「記帳代行用ツール」に登録をした金融機関・クレジットカード・電子マネーの明細・タブレットPOSレジ等の売上データなどは会計事務所の**会計ソフトと自動的に連携**されます。つまり記帳を当事務所にご依頼されているお客様が、従来は郵送又はメールで当事務所にお送り頂いていた仕訳日記帳、通帳コピー及びクレジットカードの明細などの書類の取りまとめや送付が基本不要となります。

料金はシステム利用料として月1,000円(消費税別)頂戴いたします。

導入、又はサービス内容のご確認をご希望のお客様は、当事務所までご連絡下さい。

番外編

所長の加納が参加しているオリジナルバンド「MIDSOMMAR TRIBE」主催のライブ「盛夏祭Vol.1 ~晩夏の夜~」が9/28(土)に大塚Welcome backにて行われました。

当日は多くの皆様にご来場頂き、楽しいライブでした！



動画

今月10/20(日)にも大久保Hot Shot(17:30開場)にてライブに出演いたします。観覧料は1ドリンク代のみで事前申込も不要ですので、お時間のある方は是非遊びに来て下さい！

※ライブ名は「大人たちのコピバンフェス」となっておりますが、MIDSOMMAR TRIBEは全曲オリジナルを演奏します。



HP



<https://www.facebook.com/kanoutax/>



<https://twitter.com/kanoutaxoffice>

